

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年4月6日(2023.4.6)

【公開番号】特開2021-133030(P2021-133030A)
 【公開日】令和3年9月13日(2021.9.13)
 【年通号数】公開・登録公報2021-043
 【出願番号】特願2020-32823(P2020-32823)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 1 B

A 6 3 F 5/04 6 0 3 C

A 6 3 F 5/04 6 9 9

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月29日(2023.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前扉と、

回路基板を収容する基板ケースと、を備えた遊技機であって、

前記前扉には、第3表示部を備え、

前記基板ケースには、第2表示部を備え、

前記第3表示部は、第3文字情報と、前記第3文字情報を特定可能な情報を二次元コードとして示した第3コード情報と、を備え、

30

前記第2表示部は、前記第3文字情報とは異なる文字情報である第2文字情報と、前記第2文字情報とは異なる情報を二次元コードとして示した第2コード情報と、を備え、

前記第3コード情報のほうが前記第2コード情報よりもサイズが大きい

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

40

本発明にかかる遊技機は、前扉と、回路基板を収容する基板ケースと、を備えた遊技機であって、前記前扉には、第3表示部を備え、前記基板ケースには、第2表示部を備え、前記第3表示部は、第3文字情報と、前記第3文字情報を特定可能な情報を二次元コードとして示した第3コード情報と、を備え、前記第2表示部は、前記第3文字情報とは異なる文字情報である第2文字情報と、前記第2文字情報とは異なる情報を二次元コードとして示した第2コード情報と、を備え、前記第3コード情報のほうが前記第2コード情報よりもサイズが大きいことを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この構成によれば、一方の第3表示部に表示された第3文字情報の内容と第3コード情報から得られる特定可能な情報の内容とを実質的に同じにしつつ、他方の第2表示部に表示された第2文字情報の内容と第2コード情報から得られる情報の内容とを異なるようにすることで、一方の第3コード情報を読み取った際に第3文字情報の内容と読み取った第3コード情報から得られた特定可能な情報の内容とが実質的に同じであると認識させることで、他方の第2文字情報の内容と第2コード情報から得られる情報の内容とが実質的に同じであると思込ませ、不正行為を行おうとする者に誤った第2表示部を備える模造品の基板ケースを作成させることができる。これにより、第2表示部を備えた基板ケースに関する不正行為を効果的に防止できる。

10

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、店員が点検する際に、9ケタや8ケタなどの文字列がリストと一致するかを確認するのは煩雑であるところ、第3表示部に表示された第3文字情報の内容と第3コード情報から得られる特定可能な情報の内容とが実質的に同じであり、第2表示部に表示された第2文字情報の内容と第2コード情報から得られる情報の内容とが異なっているかを確認するという簡易的な確認方法により、模造品の基板ケースを容易に発見することができる。これにより、第2表示部を備えた基板ケースに関する不正行為を行うことを難しくすることができる。

20

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

さらに、第3文字情報を特定可能な情報が得られる第3コード情報を、第2文字情報と異なる情報が得られる第2コード情報よりも読み取り易い前扉に配置することにより、基板ケースの模造品を作成しようとする不正行為者に対し、第2コード情報よりも第1コード情報の方を読み取り機により読み取り易くすることができる。これにより、不正行為者は、先に第3コード情報を読み取り、第3文字情報の内容と読み取った第3コード情報から得られた特定可能な情報の内容とが実質的に同じであると認識することにより、第2文字情報の内容と第2コード情報から得られた情報の内容とが実質的に同じであるとの思い込みを誘起させることが可能になる。また、前扉に配置された第3コード情報のほうが基板ケースに配置された第2コード情報よりもサイズが大きいことにより、第3コード情報は第2コード情報より目立つようになり、不正行為者に第2コード情報よりも第3コード情報を読み取ろうとする動機づけをすることができる。さらに、このようにすると、第3コード情報と第3文字情報とが実質的に同じ内容であることを知得している不正行為者が、第2コード情報と第2文字情報とが実質的に同じ内容であろうと思込ませよう誘起でき、小さくて読み取りにくい第2コード情報をわざわざ読み取ろうとするものの意欲を減退できる。

30

40